

年月日：2019年(平成30年度) 2月28日

充当割合：1,110円 (1月 1,296円 按分6/7)

内容：水道料金 2019年1月分

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

上下水道料金納付書兼領収証
平成31年 2月12日 発行

納付番号	12-0670-007		
納付期限	平成31年 3月11日		
〒	901-0243		
住所	上田545番地19		
	大城アパートC-2		
氏名	瀬長 美佐雄 様		
設置場所	上田545番地19		
使用期間	平成30年12月21日から 平成31年 1月21日まで		
用途	家事用	整理番号	111317
調定月	平成31年 1月分		
使用水量	1 m ³		
上水道料金	1,296 円		
下水道料金	0 円		
合計金額	1,296 円		

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出初員

※この領収証は毎回の
領収を必要とするため5年
間有効です。

※お預けの印の無いものは
無効です。

発行日 平成30年2月28日

 豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

検収③
額59476
取19.2.28
豊見
市水道事業
株式会社

年月日：2019年(平成30年度) 3月15日

充当割合：1, 110円 (2月 1, 296円 按分 6/7)

内容：水道料金 2019年2月分

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

上下水道料金納付書兼領収証
平成31年 3月15日 発行

水徴収番号	12-0670-007		
納付期限	平成31年 4月10日		
〒901-0243			
上田545番地19			
大城アパートC-2			
瀬長 美佐雄 様			
設置場所 上田545番地19			
使用期間	平成31年 1月21日から 平成31年 2月23日まで		
用途	家事用	整理番号	111317
納定月	平成31年 2月分		
使用水量	1 m ³		
上水道料金	1,296 円		
下水道料金	0 円		
合計金額	1,296 円		

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納課

※この領収証は連日の
紛争をさけるため1年
間保存してください。

※金額を訂正したものは
領収印が押印のないものは
無効です。

取引先〒098-8500 札幌市
TEL 098-850-0026 (収入印紙不貼)(お客様保存)

059476
18815
豊見城市水道事業

年月日：2019年(平成30年度) 4月26日

充当割合：1, 110円 (3月 1, 296円 按分 6/7)

内容：水道料金 2019年3月分

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

上下水道料金窓口納付領収証(お客機授)

平成31年 4月26日 発行
 12-0670-007
 納付期限 平成31年 4月26日
 〒 901-0243
 上田545番地19
 大城アパートC-2
 瀬長 美佐雄 様
 設置場所 上田545番地19
 使用期間 平成31年 2月23日から
 平成31年 3月24日まで
 用途 家事用 登録番号 111317
 調定月 平成31年 3月分
 使用水量 1 m³
 上水道料金 1,296 円
 下水道料金 0 円
 検量手数料 0 円
 合計金額 1,296 円

上記の金額を納付してください。(消費税込)

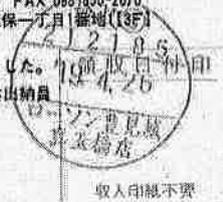
豊見城市長

豊見城市水道事業

TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2070
 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地(13F)

上記のとおり領収しました。

豊見城市水道事業企業出納員



収入印紙不費

※この領収証は領収の効力を有するため5年間保存してください。
 ※訂正を訂正したため、領収日欄の印紙は有効です。

事務所概要申告票

議員名 瀬長 美佐雄

1. 物件の所在

住所	豊見城市字上田545-19 犬城アパートC-2
電話番号	098-894-6292

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 瀬長 美佐雄



賃借人 氏名 [Redacted]

住所 [Redacted]

事務所費充当状況申告票

議員名 瀬長 美佐雄

1. 事務所の状況

住所	豊見城市字上田545-19	大城アパートC-2
----	---------------	-----------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	按分6/7
------	-------

充当割合の説明：

当該事務所は通常政務活動で使用しているが、政党活動や後援会活動での使用があるため、按分割合を6/7で充当した。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	80,000 円	家賃(月額)	68,571 円
その他	礼金 円	その他	礼金 円
	仲介手数料 円		仲介手数料 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 瀬長美佐雄



2階 C-1 号室

50 平方メートル

2階

日までの2年間

80,000 円

80,000 円

86,400 円

56,000 円

21,000 円

記の方法により負担とする。

持参

支店

309 01-20422 302

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)並びに管理会社(以下「丙」という。)は、簿記に記載する賃貸借の目的(以下「本物件」という。)(以下「本契約」という。))を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、簿記に記載するとおりとする。
2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を簿記の目的(業種)にのみ使用する。

(賃料及び共益費)

第4条 乙は、簿記の記載に従い、賃料、共益費を支払わなければならない。
2 1ヶ月に満たない期間の賃料、共益費等は、その月の日割に応じて日割計算した額とする。
3 賃料等の入金方法は、甲の指定する銀行における自動振替でなければならない。
但し、甲が承諾をした場合、若しくは毎月入金まで入金できなかった場合は、甲の指定する口座に振込むものとする。

4 賃料等の入金時に因る振込手数料、自動振替手数料等の費用は、乙の負担とする。
5 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、簿記の上、賃料、共益費を改定することができる。
(1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。
(2) 土地又は建物の価値の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。
(3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(駐車場)

第6条 乙は、駐車場、車庫、ホームプレート(ホームプレート代等は乙の負担とする)、乗降機等の管理(行為)駐車場内における火災、事故、盗難等による損害については、甲、丙ともに損害の一切の責任を負わないものとする。又、無断駐車については、乙にて対処するものとする。

2 自動車保管部所使用承諾証明書の取得を必要とする場合、甲、乙、又は丙の協議の上取り決める。
3 乙は、前記証明書を取得する際、保証金を甲に預け、丙にて手続を取る場合、乙の負担にて等価手数料を支払うものとする。車庫保証金(30,000円)等の手数料(5,400円)。
(諸費用の負担)

第7条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金及び汚物運搬処理の費用。

(敷金・礼金)

第8条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、簿記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができる。

3 甲は、本物件の明渡しがあったとき、明渡日から40日以内に、敷金の金額を無利息で乙に返還しなければならない。但し、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞り、戻付の滞り、戻付の滞りその他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

4 前項の但し書きの署名には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、滞り賃金、損害賠償金その他の甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じたときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

6 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の簿記に記載する月割分相当額とする。

7 礼金は入居期間に係わらず返金しないものとする。

(契約改善金)

第9条 契約期間満了の開始については、乙は甲に対し家賃1ヶ月の滞り賃金を甲に支払うものとする。

(借主の管理義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用ししなければならない。
2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来居者その他の関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を盗難、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

1条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
(1) 本物件の全部又は一部につき、賃貸借の譲渡、転貸借もしくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

(2) 本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
(3) 建物等第9条の使用目的以外に使用するとき。
(4) 本物件の増築、改築、改修若しくは修繕若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行おうとするとき。

(5) 通常保証人を変更しようとするとき。
(6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
(7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。
(8) 犬猫等の動物の他、豚、鶏、鳥等の飼育若しくは近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。

事務所費

- (9) 本物件出入り口
- (10) 大型の金庫等(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の迷惑及び共同生活ならぬ。

- (1) 喫煙、刀剣類
- (2) 配水管を廃棄

(借出事項)

第13条 乙又は通常ならぬ。

- (1) 引越1ヶ月
- (2) 乙の、住所、年齢

第14条 本物件の申請により、本契約において本物件を2 乙は前項の承諾3 前項の通知を意

は、乙はその親4 第1項の承諾を負担しない。1 において本契約に於いて本契約

5 乙の承諾又は退却するものとする。

(内装修繕費)第15条 本契約後、の内装修繕又は甲の承諾を得ない

専務所費

- (1) 乙が
- (2) 乙が
- (3) 本契約
- (4) 乙が
- (5) 乙が
- (6) 本契約
- (7) 乙が
- (8) 乙が
- (9) 乙が
- (10) 明渡

2 前項の内装修繕又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4 乙が甲の承諾を得て実施した器具・その他遊作・修繕費等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の買取をなし、戻状回復の義務を負うものとする。但し、甲が戻状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改修等の行為をなした場合はこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、戻状回復の義務を負う。

(解約予告)

第16条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1) 甲においては、更新拒絶するに於て正当事由があり、かつ、本契約終了日前6ヶ月以上の移住期間をおくこと。

(2) 乙においては、退去日(建物の明渡し日)前1ヶ月以上の移住期間をおくこと。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込日から1ヶ月分の賃料等相当額を支払うことにより、即時に本契約を締結することができる。

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法的手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破滅したものでない限り認められるときは、この限りではない。

(1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上遅延して滞り続けたとき。

(2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしはば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。

(3) 本契約の本条項に違反したとき。

(4) 築造及び共同生活の秩序・平和等を侵害する行為を反復したとき。

(5) 本物件又は共同施設等を故意に毀滅又は破損させたとき。

(6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

(7) 第13条1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となつたとき。

(暴行面等の排除)

第18条 乙が次の各号の一つに該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。この場合、甲は乙の専断事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施設交差等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

(4) 本物件出入り口の鍵を変えるとき。

(10) 大型の家具その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は借付けようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の使用に当たり、次に列挙するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

(2) 雨水管を腐食させおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第13条 乙又は通常保証人は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

(1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。

(2) 乙の、住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は通常保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

(3) 通常保証人が破産、死亡又は解散したとき。

(4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の壊損により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷はこの費用負担において修繕するものとする。

2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。

3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕を遅延したことに伴って本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4 第1項の損害により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。但し、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。

5 乙の故意又は過失による破損、及び乙所有の遊作、設備に關する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装修繕設備工事)

第15条 本契約後、乙において本物件に設備を設置し、その他の指示をなす場合は、あるいは本物件内の内装修繕又は付属物件の新設・撤去等、全て戻状を要するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

預け入れるものとする。

租税負担が乙に転嫁することにより、乙が負担するものとする。

乙が甲の承諾を得ずして、前項の改修等の行為をなした場合はこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、戻状回復の義務を負う。

(解約予告)

第16条 甲又は乙は、本契約の更新を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1) 甲においては、更新拒絶するに於て正当事由があり、かつ、本契約終了日前6ヶ月以上の移住期間をおくこと。

(2) 乙においては、退去日(建物の明渡し日)前1ヶ月以上の移住期間をおくこと。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込日から1ヶ月分の賃料等相当額を支払うことにより、即時に本契約を締結することができる。

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法的手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破滅したものでない限り認められるときは、この限りではない。

(1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上遅延して滞り続けたとき。

(2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしはば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。

(3) 本契約の本条項に違反したとき。

(4) 築造及び共同生活の秩序・平和等を侵害する行為を反復したとき。

(5) 本物件又は共同施設等を故意に毀滅又は破損させたとき。

(6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。

(7) 第13条1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所在不明となつたとき。

その費用は
甲に請求し

は、買取請
うものとする。

賠償責任は

て、相手方

以上の通り

り、即時

ず、直ちに
りでない

銀関係を

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。
- (3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは匿居隠匿して出入りさせたとき。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、脅迫、脅威、恐喝、悪口散播、監禁、凶器準備集合、賭博、死傷、危害利、暴行刃剣所持等の犯罪を行ったとき。
- (6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、脅迫によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第19条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が使用又は使用を制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第20条 第17条第7号の場合において、甲は、賃貸保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に設置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとする。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものととし、甲において処分し債権に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第21条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならぬ。

2 乙は、前項の明渡しするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

- (1) 乙及び使用人すべての退去。
- (2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。
- (3) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

- (1) 退去予定日より本物件明渡しを完了した日までの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。
- (2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。

5 乙は、本物件の明渡しに際し、修繕費、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第22条 乙は本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、修繕代について精算をしなければならない。

2 乙は、第8条1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができらる。

4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(借主保証人の加入)

第24条 甲は、本物件の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を払込金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス漏れ等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補償し、補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第25条 乙は、本契約から生じる金銭債務（家賃、共益費等）の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し年利4.6%の割合による延滞損害金及び遅延した月数に依りて1ヶ月当たり8千円の諸金手数料を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新にかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じるこの一切の債務を負担するものとする。

2 乙は連帯保証人が欠けたに至ったとき、又は連帯保証人として適当でない甲が認められたときは、乙は、甲の請求に依り、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して連帯を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第77条 乙は連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに同する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不届を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

- (1) 乙が資料等の交付を2ヶ月以上滞りし、甲が催促を行ってもその支払いをしない場合。
- (2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。
- (3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本物件の履行が困難な状況に陥ったとき。

2 乙は、本契約が存続する限り、前項の委任を解除できない。

(債の交換)

第28条 甲は、乙が防犯等正当な理由で債の交換を希望するときは、債の交換を行わなければならない。この場合、債の交換費用は、乙の実費負担とする。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に對する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(結語)

第30条 甲及び乙は、本契約書に在りない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に依り、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

- 1 乙の故意・過失及び通常の使用方法に反する使用など乙の責めに帰すべき事由による本物件の損壊等があれば乙は、その復旧費用を負担するものとする。
- 2 甲と乙は、両者の合意により、退去時における本物件の損壊等の復旧及び専門業者によるハウスクリーニングは、乙の負担とする。

この契約の締結を証するため、本契約書...をを作成し当署名記名押印の上、甲乙各名通を保有する。

平成 30 年 2 月 24 日

甲(貸主) 住所 氏名 [Redacted]

乙(借主) 住所 氏名 豊見城市真五橋3丁目番地1-11-102 [Redacted]

勤務先 氏名 瀬長美佐雄 自宅TEL 098-856-4894 会社TEL 098-866-2572

勤務先 氏名 株式会社 瀬長美佐雄 住所 豊見城市泉崎1-2-3 [Redacted]

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]

勤務先 氏名 [Redacted]

勤務先 氏名 [Redacted]

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]

連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]

勤務先 氏名 [Redacted]

勤務先 氏名 [Redacted]

事務所費

媒介業者 沖縄県知事(6)第 [Redacted] 号 媒介業者 沖縄県知事()第 [Redacted] 号

沖縄県豊見城市字根差2-568 [Redacted]

株式会社 豊見城八ツツシ

TEL(098)850-47 [Redacted]

取引主住所登録番号 沖縄県知事 第 [Redacted] 号 取引主住所登録番号 沖縄県知事 第 [Redacted] 号

取引主住所 氏名 [Redacted] 取引主住所 氏名 [Redacted]

私はこの建物賃貸借契約書の内容を認察し承諾しました。
賃借人(乙) 瀬長美佐雄

◎ 解約予告 (明渡し予告)

- 1. 解約予告はすくなくとも1か月前にお願ひします。
- 2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集いたします。
その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする旨又は借受人を本物件へ案内することもあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願いいたします。

◎ 退去時 (引越したともなう建物明渡し)

- 1. お預かりしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の取組証」を併せてお渡しいたします。
- 2. 引越したともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出することにも、建物内外のゴミの袋片づき等をきちんとすませて下さい。以上が行われていない場合は、物品等の搬去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始されないということにもなりますのでご注意ください。

◎ 借主 (建物使用者) の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約については、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項(11条)、禁止事項(12条)、届出事項(13条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

◎ 賃貸保証人の方へ

賃貸保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

[注意事項]

- 1. 鍵の受渡し台計 MIWA (7025534) 本
- 2. ゴミは指定日にお出し下さい。(自治体が回収しない場合は最速に依頼して下さい)
まつのゴミ 毎週 土 曜日 朝 8時
燃えないゴミ 毎週 土 曜日 朝 8時
- 3. 電気、水道、ガス等に関するお問合わせ(引越時の精算等)は下記へ。
電気・・・仲野電機 事務所 TEL. 0120-586-392
水道・・・喜望峯水道局 TEL. 098-820-4723
ガス・・・ TEL.

日



印

号 印 号 印

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 4月15日

充当割合：7,950円 (PC関係の部品 9,276円 按分 6/7)

内容：無線LAN・ルーター・配線コード・電源タップ等

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため
按分を6/7で充当した。



2018年04月15日

領収証

瀬長美佐雄 様

金額 ¥9,276-

但し 商品代として

消費税等687円含んでおります

発行者



株式会社サンエー
(作成地)
沖縄県宜野湾市大山7-2-10

お買上明細書

発行日 2018年04月15日(日) 10:04
店：00514 豊見城ウイングシティ
TEL 098-850-5120

担当者：[Redacted]
POS：001

パソコン関連		
エレコム		
WRC-11676HDK2-S		
4953103303980	1	¥5,918
配線器具		
エルパ		
WLS-LY6200RS		
4901087203895	1	¥1,014
パソコンサプライ品		
エレコム		
T-KST02-22450WH		
4953103319325	1	¥1,544

上記「お買上明細書」の金額はお買上金額を表示するもので、領収金額とは異なる場合がございます。

年月日：2018年(平成30年度) 4月17日

充当割合：1,740円 (PC部品 2,030円 按分 6/7)

内容：配線コード・等

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため
按分を6/7で充当した。



2018年04月17日

領収証

瀬長ミサオ 様

金額 ¥2,030-

但し 商品代として

消費税等150円含んでおります

発行者



株式会社サンエー
(作成地)
沖縄県宜野湾市大山7-2-10

お買上明細書

発行日 2018年04月17日(火) 09:43
店：00514 豊見城ウイングシティ

電話 098-850-5120

担当者：[Redacted]
No. 00514-002-920122 POS：002
取引種別：持帰

配線器具		
エルパ		
WLS-LU6200RMB		
4901087202782	1	¥2,030
合計金額		¥2,030
(内消費税)		¥150)

年月日：2018年(平成30年度) 5月25日

充当割合：51,428円 (クーラー移設 60,000円 按分 6/7)

内容：取り付け工事代 2台分

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため
按分を6/7で充当した。

領 収 証

★

内 訳

現金

小切手 /

手 形

消費税額等(%)

コクヨ ヴケ-08

瀬長美佐雄 様 No. _____

¥ 60,000-

但 エアコン取付代として(2台)

H30年 5月 25日 上記正に領収いたしました

〒901-0402八重瀬町字富盛504-6

ナンセイテック

代表者 太田 敏男

TEL.098-998-5842 携帯090-1941-5206

200円

年月日：2018年(平成30年) 6月30日

充当割合：330円 (全額)

内容：事務用品(領収書)

領 収 証

No. _____

頼美佐雄 様 赤嶺文具店
 30年6月30日 豊見城市字高安414番地
 下記のとおり領収致しました。 TEL (098) 850-8137

合計金額 330

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	商品代金計				
	消費税額				
	合計			330	



事務費

年月日：2018年(平成30年) 7月23日

充当割合：540円 (全額)

内容：事務用品(ビニールネットケース・定規・ボールペン・クリアブック・ファイル)

DAISO

イオンタウンとよみ店
TEL:098-852-2880
レジ:003 担:036 レジ担当2

領収証

2018年07月23日 14:55	
ビニールネットケースA6	¥108
ステンレス直線定規(30)	¥108
黒 ノックボールペン 1	¥108
クリアブック(A4、40)	¥108
B4横フラットファイル青	¥108
計 5点	
合計	¥540
(内消費税等 8%)	¥40)
現金	¥540
お預り	¥600
お釣り	¥60

返品・交換は、1週間以内に
レシートと商品をご持参下さい。
但し食品・印鑑・開封済・使用済
は対応致しかねます。



事務費

年月日：2018年(平成30年) 7月27日

充当割合：1,168円 (全額)

内容：事務用品(クラフト封筒)

領収書

瀬長美佐雄 様

¥1,168-

消費税 86円を含む。

No.004303-3500-4973
2018年07月27日

但し、 として上記正に領収いたしました。

ホームセンターさくもととよみ店
TEL:098-852-2100
作成地:浦添市牧港1丁目61番

財布等にはさんで保管願く場合は、
印刷面を内側に折り返し保管をお願いいたします。



※領収書※

とよみ店 098-852-2100
作成地:浦添市牧港1丁目61番18号
営業時間 am10:00~pm9:00

2018年 7月27日(金)16:37 #004303
000490 4973

***** 領収証明細 *****
領収書発行番号 3500
金額 ¥1,168

120502クラフト封筒 ¥1,082
(2個 x @541)

小計	¥1,082
(課税対象)	¥1,082
消費税	8% ¥86
買上点数	2点

合計 ¥1,168

事務費

年月日：2018年(平成30年) 8月3日

充当割合：807円 (全額)

内容：事務用品(クリヤホルダー代)

領収書

№. R04312-R4381-4438

2018年08月03日

瀬長美佐雄 様

消費税

69円を含む。

¥807-

領し、

として上記正に領収いたしました。

ホームセンターさくもと とよみ店
TEL: 098-852-2100
作成地: 浦添市牧港1丁目61番18号

※財形等にばさくも厚紙製の領収書
印刷済みの領収書の発行はいたしません。



※領収書※

とよみ店 098-852-2100
作成地: 浦添市牧港1丁目61番18号
営業時間 am10:00~pm9:00

2018年 8月 3日(金) 16:10 #004312
430112 ; 44.58

お会計券 #004302 R4384 16:09
000490

***** 領収証明書 *****

領収書発行番号 8401
金額 ¥807

120301円未満 - 透明 4円 ¥748

小計 ¥748
(課税対象 ¥748)
消費税 8% 69
買上点数 1点

合計 ¥807
お支払い ¥1,000
お釣り ¥193

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 5月26日

充当割合：25, 251円 (電話移設 29, 460円 按分 6/7)

内容：5月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
瀬長美佐雄 無料相
該事務所 様

お客様番号
4910-1460-27317

2018年 5月ご請求分
金額(円)
¥29,460-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

2018年5月26日
18時28分
豊見城支店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 6月25日

充当割合：6, 512円 (7, 598円 按分 6/7)

内容：6月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
瀬長美佐雄 無料相
該事務所 様

お客様番号
4910-1460-27317

2018年 6月ご請求分
金額(円)
¥7,598-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

2018年6月25日
出納済
30.6.25
琉球銀行
豊見城支店
6

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 8月24日

充当割合：4,937円 (5,760円 按分 6/7)

内容：8月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号 (00) 7969-9811

お客さま氏名 瀬長美佐雄 無料相談事務所 様

金額 平成30年 8月分 ¥5,760

西日本電信電話株式会社 沖縄支店

お客さまからの料金お問合せ先 (無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄

07348
18.8.24
豊見城インター前
ファミリーマート

領収日付印

(お客さま)

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 10月30日

充当割合：7,347円 (8,572円 按分 6/7)

内容：10月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動8使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号 (00) 7969-9811

お客さま氏名 瀬長美佐雄 無料相談事務所 様

金額 平成30年 10月分 ¥8,572

西日本電信電話株式会社 沖縄支店

お客さまからの料金お問合せ先 (無料) 0120-747488

収入印紙貼付欄

検収③
212185
18.10.30
コーソン豊見城
真玉橋店

領収日付印

(お客さま)

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 11月30日

充当割合：7,390円 (8,662円 按分 6/7)

内容：11月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号 (00)7969-9811

お客さま氏名 瀬長美佐雄 無料相談事務所 様

金額 平成30年11月分 ¥8,622

うち、消費税相当額 0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店 お客さまからの料金お問合せ先(無料) 0120-747488



(お客さま)

事務費

年月日：2018年(平成30年度) 12月28日

充当割合：7,442円 (8,683円 按分 6/7)

内容：12月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動8使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号 (00)7969-9811

お客さま氏名 瀬長美佐雄 無料相談事務所 様

金額 平成30年12月分 ¥8,683

うち、消費税相当額 0円

西日本電信電話株式会社

沖縄支店 お客さまからの料金お問合せ先(無料) 0120-747488



(お客さま)

事務費

年月日：2019年(平成30年度) 1月30日
 充当割合：7,390円 (8,662円 按分 6/7)
 内容：2019年1月分 電話料金
 充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での
 使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
(00)7969-9811

お客さま氏名
瀬長美佐雄 無料相談事務所様

金額
平成31年 1月分
¥8,622
その他、消費税等当額 0円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
領収5
31.1.30
沖縄県農協
豊見城支店
(お客さま)

事務費

年月日：2019年(平成30年度) 2月28日
 充当割合：7,390円 (8,622円 按分 6/7)
 内容：2019年 2月分 電話料金
 充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動8
 使用があるため按分を6/7で充当した。

電話料金等領収証 (Receipt)

お客さま番号
(00)7969-9811

お客さま氏名
瀬長美佐雄 無料相談事務所様

金額
平成31年 2月分
¥8,622
その他、消費税等当額 0円

西日本電信電話株式会社
沖縄支店
お客さまからの
料金お問合せ先(無料)
0120-747488

収入印紙貼付欄
領収日付印
検収③
05947
19.2.28
コーソツ
誠實保
(お客さま)

年月日：2019年(平成30年度) 4月5日

充当割合：10,380円 (12,110円 按分 6/7)

内容：2019年3月分 電話料金

充当理由：通常政務活動で使用しているが、政党・後援会活動での使用があるため按分を6/7で充当した。

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控) 	
口座番号 加入者名 金額	00170-4-903062
	NTTファイナンス株式会社
金額	12,110円
〇 切り取り 〇 請求先住所氏名	お客様番号 4910-1642-63046
	2019年 3月ご請求分 4月 1日 (住所等非表示払込書)
	瀬長 美佐雄 様
金融機関用収納連絡先 TEL 0120 874-569	1-04-05 真玉橋 郵便局 (70122) 94180007
備考	
この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CS店種別)	

人件費

年月日：2018年5月31日

充当額：19,000円

内容：給与(2018年5月分)

充当理由：事務整理

領収書		2018年 5月 31日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様			
¥19,000			
職員給与として			
計算式	1000円 ×	4時間 × 4日 =	16,000円
	1000円 ×	3時間 × 1日 =	3,000円
上記のとおり領収いたしました。			
			

人件費

年月日：2018年6月30日

充当額：44,000円

内容：給与(2018年6月分)

充当理由：事務整理

領収書		2018年 6月 30日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様			
¥44,000			
職員給与として			
計算式	1,000円	× 4時間 × 11日 =	44,000円
上記のとおり領収いたしました。			
			

人件費

年月日：2018年7月31日

充当額：40,000円

内容：給与（2018年7月分）

充当理由：事務整理

領収書	
2018年 7月 31日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥40,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 10日 = 40,000円
上記のとおり領収いたしました。	
	

人件費

年月日：2018年8月31日

充当額：52,000円

内容：給与（2018年8月分）

当理由：事務整理

領収書	
2018年 8月 31日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥52,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 13日 = 52,000円
上記のとおり領収いたしました。	
	

人件費

年月日：2018年9月30日

充当額：36,000円

内容：給与（2018年9月分）

充当理由：事務整理

領収書	
	2018年 9月 30日
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥36,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 9日 = 36,000円
上記のとおり領収いたしました。	
	

人件費

年月日：2018年10月31日

充当額：48,000円

内容：給与（2018年10月分）

充当理由：事務整理

領収書	
	2018年 10月 31日
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥48,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 12日 = 48,000円
上記のとおり領収いたしました。	
	

人件費

年月日：2018年11月30日

充当額：40,000円

内容：給与（2018年11月分）

充当理由：事務整理

領収書	
2018年 11月 30日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥40,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 10日 = 40,000円
上記のとおり領収いたしました。	
	

人件費

年月日：2018年12月29日

充当額：40,000円

内容：給与（2018年12月分）

充当理由：事務整理

領収書	
2018年 12月 29日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥40,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 10日 = 40,000円
上記のとおり領収いたしました。	
	

人件費

年月日：2019年1月31日

充当額：44,000円

内容：給与（2019年1月分）

充当理由：事務整理

領収書	
2019年 1月 31日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥44,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 11日 = 44,000円
上記のとおり領収いたしました。	

人件費

年月日：2019年2月28日

充当額：44,000円

内容：給与（2019年2月分）

充当理由：事務整理

領収書	
2019年 2月 28日	
沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様	
¥44,000	
職員給与として	
計算式	1,000円 × 4時間 × 11日 = 44,000円
上記のとおり領収いたしました。	

年月日：2019年3月29日

充当額：48,000円

内容：給与（2019年3月分）

充当理由：事務整理

領収書

2019年 3月 29日

沖縄県議会議員 瀬長美佐雄 様
¥48,000

職員給与として
計算式 1,000円 × 4時間 × 12日 = 48,000円

上記のとおり領収いたしました。



平成 30 年度 雇用職員申告票

議員名 瀬長美佐雄

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

平成30年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

住所

雇用者 沖縄県議会議員

瀬長美佐雄



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 瀬長美佐雄】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	0%
	研修に係るもの	・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	0%
	広報広報に係るもの	・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	0%
	要請陳情等に係るもの	・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	60%
	会議に係るもの	・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	0%
	資料作成に係るもの	・ 打合せ資料の作成 ・ 議員活動に使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの	・ 備品、消耗品等の管理 ・ 来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	30%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務	・ 政党活動の会議準備や資料作成 ・ 後援会の名簿管理	0%

平成30年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

瀬長美佐雄



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 30 年 5 月 21 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
主な就業場所	豊見城市上田 セナガ美佐雄生活相談所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	毎週月・水・金 午後 1 時～午後 5 時まで
休 日	就業日以外
給与（賃金）	時給 1,000 円計算
給与支払日	毎月月末〆切 当月払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 5 月 21 日

雇 用 者 氏 名

瀬長美佐雄



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

2018 年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

【 5 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
					●		●		●			●		●	

【 6 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●		●			●		●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				●		●					●		●	

【 7 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			●		●			●		●		●		

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		●		●			●		●		●				

2018 年度 雇用職員出勤簿

【 8 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
●		●					●		●			●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	●			●		●		●			●		●		●

【 9 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●		●		●					●		●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
			●		●					●		●		

【 10 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
●		●		●					●		●			

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●		●			●		●		●			●		●

【 11 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●			●							●		●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●					●		●		●

2018 年度 雇用職員出勤簿

【 12 月】

雇用職員名: XXXXXXXXXX

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		●		●		●			●		●		●	

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	●		●		●							●			

【 1 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
			●			●		●		●				●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
●		●			●		●		●			●		●	

【 2 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●		●					●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
		●		●		●			●		●				

【 3 月】

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
●			●		●		●			●		●		●

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		●		●					●		●		●		